

雄武町の中小企業を

応援します！

中小企業者等の経営の安定や雇用の促進、更には新製品の開発を推進するために平成23年4月1日から施行される助成制度についてご案内します。

◎制度の有効期間
平成23年4月1日
～平成26年3月31日までの
3年間

◆施設設置に対する助成をします

■生産、加工、販売、保管等に関する施設の新築・増改築・設備に対する助成

助成の方法	助成金限度額
施設設置に係る工事費(限度額1,000万円)の100分の10	100万円

■従業員福祉施設(宿泊、給食、保健衛生、託児、教養文化施設等)の新築・増改築・設備に対する助成

助成の方法	助成金限度額
施設設置に係る工事費(限度額1,000万円)の100分の7	70万円

■特産品を用いた新製品を開発し、それが雄武町の産業振興に寄与すると認められた場合に対する助成

助成の方法	助成金限度額
新製品開発に要した経費(限度額1,000万円)の100分の10	100万円

※助成対象の除外・・・他の法律等により助成の措置を受けた者、当該助成を受け施設の新設及び増改築をした施設にあっては、その後2年を経過しなければ、助成の対象としない。

◆融資のあっせん、利子および保証料の助成をします

■中小企業者等の金融円滑化を目的に、資金融資のあっせんを行う

融資の種類	助成金限度額
経営安定、施設整備、事業の共同化に資するための資金	2,000万円(3年間の総額) (運転資金・設備資金)

■融資に係る保証料の助成

融資を受けた額に係る保証料	保証料の50%
---------------	---------

■融資に係る利子の助成

当該年度の利子全額	100%(ただし、3年間)
-----------	---------------

※北海道信用保証協会の保証書付とする。

●お問い合わせ
助成金等の申請は、下記へお問い合わせください。
雄武町役場産業振興課商工観光係 ☎ 84-2121

雄武町への移住者を支援します！

無償で土地を譲渡

全国的に人口が減少する時代に迎え、大都市への人口集中が進んでいます。雄武町でも人口減少に歯止めが掛からず、昨年実施された国勢調査では人口が49,377人となり、平成17年の調査から10%も減少しています。

制度の概要

① 移住希望者へ無償で移住宅地(町有地)を貸与し、貸与期間内(翌年末)に住宅を建築した場合、無償で譲渡します。
ただし、期間内に住宅を建築していない場合は、貸付を取り消します。

対象者

次の①～③のすべてに該当することが必要です。

①申請時において、直近1年以内に雄武町に居住したことのない人。
ただし、転勤を常態とする職場に勤務する人は除きます。

建築する住宅の要件

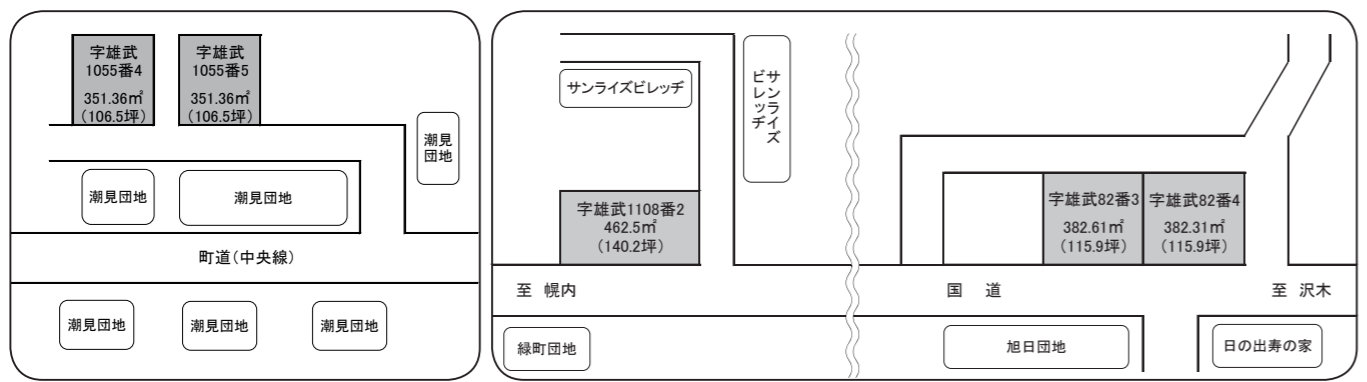
延床面積が60㎡以上の住宅
※仮設用ユニットハウスなどの簡易な住宅は除きます。

移住宅地の所在・面積

下図のとおり(5区画)

問い合わせ先

財務企画課 企画調整係



▲移住宅地の所在と面積(地図については概略であり、実際の状況とは異なります)